

# 古着・古布の収集について

問い合わせ 環境課廃棄物係(東原庁舎内)☎内線77373

4月から本庁・白沢町管内では、古着・古布を資源として収集します

市では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的に、これまで燃やせるごみだった古着・古布を4月1日(水)から資源として収集します。詳細についてはチラシ(3月に全戸配布予定)で確認できます。



## ○収集できるもの

スラックス、ジーンズ、ワイシャツ、ブラウス、スーツ、スカート、ワンピース、トレーナー、Tシャツ、ポロシャツ、トレーニングウェア、作業着、コート、セーター、キルティングジャンパー、ダウンジャケット、フリース、着物、帯、浴衣、ネクタイ、マフラー、靴下、手袋、パジャマ、帽子、下着類、タオル類、毛布、シーツ、布団カバー、枕カバー、帽子、カーテン、ハンカチ、バンダナなど。

## 資源(古着・古布)の出し方

①洗濯・乾燥



②ビニール袋(透明、または半透明)に入れ、資源の日にネットやコンテナ横に搬出

※雨など、濡れる恐れがある場合は出すのを控えてください(カビが発生するとリサイクルできません)

## ×収集できないもの

破れや汚れのある古着・古布、中に綿が入っているもの(布団類、はんでんなど)、ペット用品、ストッキング、カーペット、じゅうたん、玄関マット、枕、マットレス、クッション、反物、裁断くず、靴、ベルト、ぬいぐるみ、便座カバーなど。  
※破れているもの、汚れているものは燃やせるごみとしてください



## 集団回収団体を募集します

問い合わせ 環境課廃棄物係(東原庁舎内)☎内線77373

地域や各団体の皆さんで、ごみの減量化とリサイクルに取り組みませんか。古紙や空き缶、古着などの資源を集めると、奨励金が1kg当たり6円程度交付されます。



## 年金の窓口からお知らせ



保険料を納め忘れた人には電話や戸別訪問による納付・免除などの申請手続案内をしています

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した業者が文書や電話、戸別訪問により保険料の納付や免除申請手続の案内をしています。

日本年金機構の委託した業者が、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みを依頼することや納付書を持たない人から保険料を預かるなどといったことはありません。

委託業者を語った詐欺行為に注意してください。

※委託業者による電話や戸別訪問は平日のほか、土・日曜日、夜間にも行っています

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-21607へ

## 市制施行60周年記念事業

### 原動機付自転車 オリジナルナンバー プレートの交付を始めます

問い合わせ 税務課市民税係☎内線3145



市制施行60周年を記念してデザインされた、オリジナルナンバープレートを枚数限定で交付します。

交付を希望する人は、次の手続きに必要な物を持参の上税務課納税係窓口へ。

交付開始 2月2日(月)

交付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

交付場所 税務課納税係

交付枚数 50cc以下650枚、90cc以下150枚、125cc以下200枚

※希望ナンバーの応募は終了しました。ナンバープレートは希望ナンバーを除き、番号順に順次交付します

手続きに必要な物

新規取得の場合

・印鑑、販売(譲渡)証明書

ナンバー変更の場合

・印鑑、現在の車両に取り付けてあるナンバープレート

※自賠責保険に関する手続きが必要な場合があります。

事前に保険会社が購入店へお問い合わせください



## 平成27年度から軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正により、来年度から軽自動車税の税額が変わります。

また、三輪や四輪以上の軽自動車のうち、初度検査から起算して13年を超える軽自動車について、平成28年度から重課税が適用されます。

※初度検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月欄」をご確認ください

※二輪車(125cc超)や原動機付自転車などに係る税額は、平成28年度以降の変更を予定しています。詳細が決まり次第お知らせします

軽自動車(三輪以上のもの)の税額は下表のとおり変わります

種類	①現行税額 (平成27年度から)		②新税額 (平成27年度から)		③重課税額 (平成28年度から)		
	平成27年3月31日以前に初度検査した車両		平成27年4月1日以降に初度検査した車両		初度検査後13年を経過した車両		
軽自動車	三輪	3,100円		3,900円		4,600円	
		四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用			7,200円	10,800円	12,900円	
	四輪	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
自家用			4,000円	5,000円	6,000円		

※平成27年3月31日以前に初度検査した車両は①の現行税額に、平成27年4月1日以降に初度検査した車両は②の新税額に、初度検査から13年を経過した車両は平成28年度から③の重課税額になります

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されていると課税対象となります。譲渡、廃車した場合には、次の問い合わせ先で早めに名義変更や廃車の手続きを行ってください。

問い合わせ 原動機付自転車(125cc以下の二輪)、農耕車、小型特殊自動車は税務課納税係☎内線3145、軽二輪、二輪の小型自動車(125cc超の二輪)は関東運輸局群馬運輸支局☎050(5540)2021、軽自動車(三輪、四輪)は軽自動車検査協会群馬事務所☎050(3816)3109へ